化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき公示した 新規化学物質等の名称の確認について

平成 28 年 12 月 21 日

厚生労働省医薬·生活衛生局医薬品審查管理課化学物質安全対策室 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課化学物質審查室

平素より化学物質審査及び製造等の規制に対してご協力を賜り、 厚く御礼申し上げます。

今般、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号、以下「化審法」という)に基づき公示した化学物質の名称の一部に誤りがあることが発覚しました。そのため、別添1及び2のとおり5物質の名称を改めることを予定しております。現在、以下のとおり意見募集を行っておりますので、御確認ください。

パブコメのURL:

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595216065&Mode=0

また、化学物質の製造及び輸入を行っている方におかれましては、 これまでに製造及び輸入を行った下記の化学物質について公示され た名称の正誤について確認し、万が一、誤りにお気づきの場合は、別添 の様式に記入の上、御連絡下さいますようお願いいたします。

記

1. 化学物質の製造及び輸入を行っている方は、製造及び輸入を行っている以下の化学物質の名称の正誤について確認を行ってください。ただし、名称が公示された新規化学物質に限ります。

① 旧第二種監視化学物質

http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/list2.action?category=122&request_locale=ja

化審法附則第4条の規定に基づき公示した第二種監視化学物質の名称 を記載した表にある化学物質

② 旧第三種監視化学物質

http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/list2.action?category=123&request_1
ocale=ja

化審法附則第4条の規定に基づき公示した第三種監視化学物質の名称 を記載した表にある化学物質

③ ①と②以外の名称が公示された新規化学物質 http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/list2.action?category=130&request_locale=ja

- 2. 万が一、誤りを発見した場合は、確認結果を別添の様式に従い、平成 29 年 3月5日までに、下記のいずれかまで郵送、FAX又はE-mailon方法で報告してください。
 - ○厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL: 03-5253-1111 (内線 2427)

FAX: 03-3593-8913

E-mail: exchpro@mhlw.go.jp

○経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL: 03-3501-1511 (内線 3701)

FAX: 03-3501-2084

E-mail: qqhbbfa@meti.go.jp

○環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL: 03-3581-3351 (内線 6314)

FAX: 03-3581-3370

E-mail: chem@moe.go.jp

「公示した化学物質の名称」の確認結果

【氏名】

(※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 【住所】

【電話番号】

【FAX番号】

【電子メールアドレス】

【確認結果】

- ・誤りである化学物質の官報公示整理番号
- ・誤りである根拠
- ・現在の公示名称及び修正後の名称案